

公告

高山村告示第3号

第6次高山村総合計画策定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和5年2月10日 高山村長 後藤幸三

1. 趣旨

本要領は「第6次高山村総合計画策定」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

第6次高山村総合計画策定支援業務

(2) 業務目的

高山村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、次期総合計画(令和7年度～)の策定業務について支援することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第6次高山村総合計画策定支援業務 仕様書」に示すとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は、9,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(6) 事業担当課

〒377-0702 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2357-3

高山村役場 地域振興課（たかやま未来センターさとのわ内）

電話：0279-25-8552 FAX：0279-26-8834

(7) 本プロポーザル執行担当課

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場 総務課

電話：0279-63-2111 FAX：0279-63-2768

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、公告日時点において次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ①令和4年度の高山村の入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、当該事実があった日から3年を経過していること。
- ③この公告の日から契約の相手方となる候補者を選定するまでの間に、高山村建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成19年12月17日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④関東地方に本社、支社、支店又は営業所等を有すること。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- ⑥高山村の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成25年3月25日制定）の規定による氏名除外を受けていないこと。
- ⑦手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過していること。
- ⑧企画提案書提出前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていないこと。
- ⑨納期限の到来している市町村税、都道府県税又は国税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
- ⑩令和元年度から本件公告日までにおいて、国又は地方公共団体の発注に係る総合計画策定業務、またはそれに準ずる業務の受託実績を有していること。なお、受託実績には、アンケート調査や冊子の作成等、本体業務以外の一部のみを受託した実績は含まない。
- ⑪本業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本村の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

4. プロポーザル実施スケジュール

項目	日 程
公募開始	令和5年2月10日（金）
参加表明受付期間	令和5年2月10日（金）から 令和5年2月20日（月）まで
質疑受付期間	令和5年2月10日（金）から 令和5年2月24日（金）まで
参加資格結果、提案要請書の通知	令和5年2月28日（火）までに
質疑回答期限	令和5年3月2日（木）まで
企画提案書提出期限	令和5年3月7日（火）
プレゼンテーションによる審査	令和5年3月10日（金）
審査結果通知	令和5年3月14日（火）
契約締結日（予定）	令和5年3月中旬

5. プロポーザルの公募及び募集要領等の配布

本プロポーザルの公募を下記のとおり行い、併せて募集要領等の配布を行う。

(1) 配布日時

令和5年2月10日（金）から

(2) 配布場所

高山村のホームページにおいて掲示

参照 URL:<http://vill.takayama.gunma.jp>

6. 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、下記に示す本プロポーザルの参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出のこと。

(1) 受付期間

令和5年2月10日（金）から 令和5年2月20日（月）まで（必着）

受付時間：午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時は除く。

(2) 提出方法

持参または郵送（上記受付期間内に必着のこと）とする。

(3) 提出先

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場 総務課（担当：平形）

メールアドレス：yu-hirakata@vill.takayama.gunma.jp

T E L : 0279-63-2111

(4) 提出書類

以下の提出書類を1部提出のこと。次の書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、クリップ留めとして、製本はせずに提出すること。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企業概要（様式第2号）
- ③配置予定者表（様式第3号）
- ④関連業務実績表（様式第4号）

(5) 参加者資格確認結果、提案要請書の通知

令和5年2月28日（火）までに参加資格の確認結果を電子メールにて送信する。

7. 質問書の提出

提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

「質問書（様式第5号）」に記載の上、提出のこと。

(2) 提出期間

令和5年2月10日（金）から令和5年2月24日（金）午後4時まで。

(3) 提出方法

電子メール（表題に「総合計画プロポーザル質問書（事業者名）」と明記。）にて送付しメール送信後に電話での着信確認を行うこと。

なお、電子メール以外での質問については回答しない。

(4) 提出先

高山村役場 総務課（前記6、(3)に同じ）

(5) 回答方法

その都度、群馬県入札情報公開システムでの公開、又は電子メールで回答します。

8. 企画提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は本プロポーザルの企画提案書を高山村役場総務課（前記6、(3)に同じ）へ提出のこと。

(1) 受付期間

令和5年3月7日（火）まで（必着）

受付時間：午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時は除く。

(2) 提出方法

持参または郵送（上記受付期間内に必着のこと）とする。

(3) 提出先

高山村役場 総務課（前記6、(3)に同じ）

(4) 提出書類

応募者は本プロポーザルの企画提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、企画提案書はクリップ留めとして、製本せずに提出すること。なお、提出部数は正1部、副13部とする。また、下記提出書類のデータが入った電子媒体（CD-R等）を提出すること。

①企画提案書（様式第6号）

②提案書（任意様式）

・20ページ以内（表紙、目次等含む）

・別添「第6次高山村総合計画策定支援業務 仕様書」に基づき、各種調査・分析方法の提示、各種会議等のあり方・運営支援方法、計画策定の進め方、業務の実施スキーム等を記載すること。また、仕様書以外に提案事業者独自の有益な提案があれば記載すること。

③業務工程表（任意様式）

④見積書（任意様式）

⑤参加表明書提出時に提出した②、③、④の書類の写し（前記6.(4)参照）

9. プレゼンテーション審査

(1) 実施予定日時

令和5年3月10日（金）。応募者数により時間割を行い、村より別途通知する。

(2) 会場等

高山村役場 2 階会議室を予定。決定後、村より別途通知をする。

(3) 出席者

各事業者 4 名程度とする。ただし、本業務における業務執行担当として申請を行った者は必ず出席すること。

(4) 提案時間

説明 20 分以内、質疑 10 分程度とする。

(5) その他

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは応募者が持参のこと。(プロジェクター及びスクリーンは村にて用意)
- ・提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーション用に再構成することは可とするが、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可。

(6) 結果通知

審査結果は、令和 5 年 3 月 14 日（火）に書面を発送する。また、高山村ホームページにも掲載の予定。なお、審査の内容並びに他の応募者に係る審査結果についての問い合わせには応じない。

10. 審査及び審査基準等

(1) 審査

適正な審査を実施するに当たり、高山村入札審査会の構成委員による、第6次高山村総合計画策定支援業務選定審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員会において企画提案書の審査並びに評価を実施する。

企画提案者が 1 者のみの場合でも審査を行い、合計得点が配点の 6 割を超えた場合は、当該企画提案者を最優秀提案者として選定する。

(2) 審査基準等

提出された企画提案書の審査及びヒアリングによって、次の基準により評価する。

審査項目	審査内容	配点
企画提案	総合計画としての基本的な考え方や役割が整理され、各主体（村民・事業者等）と協働した実効性のある計画づくりとなっているか。	20
	各種調査において、収集・分析方法が具体的に示され、村の現状や課題が整理できる提案がなされているか。	10
	多様な主体（村民・事業者等）が参画し、効果的に意見を集約できる運営方法の提案がなされているか。	10
	各種会議等の運営支援に関して有用な提案がなされているか。	10
業務実績	本業務に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。	10

実施体制	本業務を計画的かつ責任をもって確実に提供できる実施体制となっているか。	10
スケジュール	作業項目を把握し、確実に完了できるスケジュールとなっているか。	10
業務コスト	提案内容を踏まえ、妥当な費用となっているか。	10
プレゼンテーション	提案内容を明確に説明し、質問には的確に回答しているか。	10
合計		100

1 1. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本募集要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出の方法が本募集要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

1 2. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を村に請求することは出来ないものとする。
- (2) 村が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式第7号）」を提出のこと。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は認めないものとする。ただし、必要に応じて提出された書類について、村から追加資料を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルにおいて、村の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定は行わないものとする。また、応募者が1者の場合であっても、村の要求を満たす提案であれば、審査を実施し審査基準を満たしている場合にはその者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀提案者が本募集要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語（商標、固有名詞、単位は除く）通貨は「円」とする。
- (8) この募集要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び村の条例・規則の定めるところによるものとする。